

様式第1-1号

大 準 第 号
平成 年 月 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田市長 穂 積 志

公立大学法人秋田公立美術大学設立認可申請書

地方独立行政法人法第7条及び第80条の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学の設立の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

担 当 〒010-8560

秋田市山王一丁目1-1

秋田市大学設置準備室 大内

直通 018-866-2028

FAX 018-866-8960

E-mail ro-pleu@city.akita.akita.jp

出 資 財 産 目 録

I 出資総額		金	3,052,350,000円
	内 1 現金	金	円
	2 現物出資財産	金	3,052,350,000円

II 現物出資財産の内容

〔1〕土地

種 別	所 在 地	面 積 (㎡)	価 額 (円)	備 考
校舎敷地	秋田県秋田市新屋大川町51番4	3,062.00	645,000,000	
校舎敷地	秋田県秋田市新屋大川町54番2	924.11		
校舎敷地	秋田県秋田市新屋大川町55番2	376.63		
校舎敷地	秋田県秋田市新屋大川町84番1	13,369.19		
校舎敷地	秋田県秋田市新屋大川町84番4	221.48		
校舎敷地	秋田県秋田市新屋大川町84番5	1,650.06		
校舎敷地	秋田県秋田市新屋大川町84番6	4,703.30		
校舎敷地	秋田県秋田市新屋大川町134番5	8,551.50		
校舎敷地および運動場用地	秋田県秋田市新屋大川町134番6	13,189.33		
校舎敷地	秋田県秋田市新屋大川町134番8	601.66		
校舎敷地	秋田県秋田市新屋大川町134番9	409.70		
計		47,058.96		645,000,000

〔2〕建物

種 別	所 在 地	構 造	面 積 (㎡)	価 額 (円)	備 考
校舎(講義棟、研究棟、管理棟、シンボルタワーおよび附属図書館)	秋田県秋田市新屋大川町84番地1、84番地4、134番地5、134番地6	鉄筋コンクリート造5階建	10,089.14	1,763,300,000	
厚生棟	秋田県秋田市新屋大川町84番地1	鉄筋コンクリート造2階建	849.84	188,000,000	
実習棟A	秋田県秋田市新屋大川町84番地1	木造2階建	866.61	41,000,000	
実習棟B	秋田県秋田市新屋大川町84番地1	木造平屋建	661.15	40,800,000	
実習棟C	秋田県秋田市新屋大川町84番地1	木造平屋建	661.15	41,200,000	
ごみ置場	秋田県秋田市新屋大川町84番地1	鉄筋コンクリート造平屋建	19.65	9,820,000	
コンプレッサー庫	秋田県秋田市新屋大川町84番地1	コンクリートブロック造平屋建	23.70	2,690,000	
プロパン庫	秋田県秋田市新屋大川町84番地1	コンクリートブロック造平屋建	23.70	1,270,000	
車庫	秋田県秋田市新屋大川町84番地4	鉄筋コンクリート造平屋建	46.60	3,070,000	
校舎(工芸体験棟、ギャラリー棟および地域交流棟)	秋田県秋田市新屋大川町84番地6	木造2階建	2,138.81	114,200,000	
体育館	秋田県秋田市新屋大川町134番地5	鉄筋コンクリート造平屋建	1,099.15	202,000,000	
計			16,479.50	2,407,350,000	

〔3〕その他

名 称 又 は 種 類	数 量 (点)	価 額 (円)	備 考
計			

(注)

- 1 この書類には、地方独立行政法人法施行令第1条又は第10条に基づいて評価したことを証明する書類を添付すること。
- 2 この書類には、土地又は建物に係る出資がある場合には、それらに係る位置図、平面図(縮尺適宜)及び登記簿謄本を添付すること。

公立大学法人設立基本計画書

法人の名称	公立大学法人秋田公立美術大学		設立団体名	秋田市	事務所の所在地	秋田市新屋大川町12番3号		
法人の目的	豊かな創造性とグローバルな視野を持った人材を育成するとともに、芸術文化の発展と地域社会に貢献するため、大学を設置し、および管理すること。							
設置校の内容	学校名	所在地	学部・学科名等	開設年度	入学定員	収容定員	備考	
	秋田公立美術大学	秋田市新屋大川町12番3号	美術学部・美術学科	平成25年度	100人	420人	入学定員100人のほか、3年次編入学定員が10人であるため、収容定員が420人となる。	
業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・大学を設置し、これを運営すること。 ・学生に対し、修学、進路選択および心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 ・法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。 ・公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 ・大学における教育研究成果の普及および活用を通じ、地域社会に貢献すること。 ・上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 							
公告の方法	秋田市役所、市民サービスセンター、地域センターおよび連絡所の掲示場に掲示して行う。			解散に伴う残余財産の帰属に関する事項		解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を秋田市に帰属させる。		
法人の沿革	・平成25年4月 法人設立予定							
役員等		学長選考会議			経営審議機関		教育研究審議機関	
理事長と学長との関係		委員 定数 6人 うち経営審議機関 定数 4人			委員 定数 9人以内 (理事長、副理事長、理事および法人の役員又は職員 以外の者で理事長が指名する4人以内の者により構成)		委員 定数 8人以内 (学長、学長が指名する副理事長又は理事、学部長 および学長が指名する5人以内の教員により構成)	
(同) ・ 別)								
副理事長 定数 1人	理事 定数 3人以内	うち経営審議機関 定数 4人))	
	監事 定数 2人							
役員会等の設置の有・無		経営審議会を構成する者のうち副理事長又は理事の職にある者の中から選出された者2人および法人の役員又は職員以外の者で理事長が指名する者の中から選出された者2人			審議事項		審議事項	
(有) ・ 無)					うち教育研究審議機関 定数 2人		<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標について市長に申し述べる意見ならびに中期計画および年度計画に関する事項のうち経営に係るもの ・地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち経営に係るもの ・予算の作成および執行ならびに決算に関する事項 ・大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 ・職員（教員を除く。）の人事および評価に関する事項 ・重要な規程の制定および改廃に関する事項のうち経営に係るもの ・大学に関する自己点検評価および外部評価に関する事項のうち組織および運営の状況に係るもの ・その他法人の経営に関する重要事項 	
(理事会を設置 理事長、副理事長および理事により構成)		うち教育研究審議機関 定数 2人)			
審議事項								
<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標について市長に申し述べる意見ならびに中期計画および年度計画に関する事項 ・地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により市長の認可又は承認を受けなければならない事項 ・予算の作成および執行ならびに決算に関する事項 ・大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 ・職員の人事および評価に関する事項 ・重要な規程の制定および改廃に関する事項 ・教育研究に係る基本的な方針に関する事項 ・大学に関する自己点検評価および外部評価に関する事項 ・その他理事会が定める重要事項 		教育研究審議会を構成する者の中から選出された者2人))	